児童クラブのご案内とお願い

■ 児童クラブとは

児童クラブは、学校の放課後や休業日に、保護者が就労等で日中家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るために設置された施設です。

学校下校後、自由遊びや自主学習などを行います。学校や塾とは違うので、学習指導などの特別な指導はしていません。学校の体育館やグラウンドなどで体を動かす遊びも行います。おやつの時間もあります。

放課後をいきいきと過ごせるように、各児童クラブの独自性・地域性を活かしながら、保護者会と協力して、お誕生日会や季節に合わせた行事なども行っています。

■ 入会対象児童

（１）新発田市に住所を有し、保護者が就労等で日中不在である、小学校１年生から６年生までの児童。

（２）その他健全育成上指導を要する児童。

■ 開所日及び時間

（１）**開 所 日**　日曜日、祝日、お盆（８月１３日～１５日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く、毎日。

（２）**開設時間**　学校授業日・・・午後２時から午後６時３０分まで

※ただし、下校時間が早まる場合は、その時間に合わせて開所します。

学校休業日・・・午前７時３０分から午後６時３０分まで

※学校休業日とは、祝日以外の土曜日、運動会等の代休日、春・夏・冬休みです。

■ 費用負担について

（１）**児童クラブ利用料**

利用料は、無料です。

（２）**保護者会費等**

児童クラブ保険料、おやつ代・保護者会運営経費等の保護者会費が毎月必要です。

※金額は、各児童クラブによって異なります。金額、おやつの有無・内容等は、春の保護者会総会で協議し、決定しています。保護者会費の管理は保護者会が行っています。

■ 入会申し込みについて

（１）**申し込み方法**

入会を希望する児童クラブに、就労証明書等の添付書類を添えて、「児童クラブ入会許可申請書」を提出してください。

※初めて申し込む場合は、申請の際、入会する児童と一緒においでください。簡単な面談を行います。

（２）**提出書類**

①児童クラブ入会許可申請書　１人１枚提出

※住吉小学校、東豊小学校、猿橋小学校、御免町小学校の児童クラブに入会する場合は、必ず第２希望まで入会クラブを記入してください。申込みの状況により、児童センターで調整を図り、第２希望の児童クラブに入会許可となる場合があります。

②添付書類

・就労証明書・・・会社等にお勤めの方

・申立書・・・・・自営業、農業、内職の方、介護や障がいなどで保育が困難な方　など

※保護者・６０歳未満の同居の祖父母は、「就労証明書」または「申立書」の提出が必要です。就労証明書が間に合わない場合は、児童クラブにご相談ください。

※兄弟姉妹で入会する場合は、１人は原本、兄弟姉妹の分は原本のコピーを提出してください。

※入会対象に該当しない場合は、不許可となる場合があります。

（３）**提出期限**

入会希望日の７日前までに提出してください。ただし、夏休み等は、混み合いますので、１か月程度前までに提出をお願いします。

■ 持ち物

○**昼食**・・・学校給食がない日は、お弁当と飲み物を持たせてください。

○**着替え**・・・着替え袋に着替えと汚れ物を入れるためのビニール袋を入れてください。また、季節ごとに入れ替えをお願いします。

○**学習用具、本など**・・・自主的な学習時間を設けていますので、お子さまと相談して持たせてください。

○**遊び道具**・・・児童クラブによって異なりますが、学校休業日に持参して良いものに限ります。ゲーム機など高価な物は禁止しています。

※持ち物には、必ず名前を記入してください。

■ 児童クラブ利用にあたってのお願い

（１）**児童クラブ利用時の健康確認について**

- 学校休業日に利用するときは、来所前に御家庭で体温を測って来てください。37.5℃以上の発熱、かぜの症状がある場合は、利用を控えてください。
- 児童クラブ利用中に具合が悪くなった場合など、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。
- インフルエンザなどの流行による学級・学年・学校閉鎖の際は、児童クラブ内での蔓延防止のため、本人に症状がみられない場合でも、該当する学級・学年・学校の児童は、児童クラブを利用できません。

（２）**欠席連絡について**

- 児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者から児童クラブへ連絡をお願いします。連絡がなく欠席した場合は、保護者の方に確認の連絡をさせていただく場合があります。

（３）**児童クラブの送迎について**

- 平日のお迎え、学校休業日の送迎は、児童の安全確保のため、原則、クラブ室まで保護者の方でお願いします。児童１人での帰宅はできません。児童クラブ開設時間内のお迎えが難しい場合は、ファミリーサポートセンター（☎２４－１９３７）の利用もご検討ください。

（４）**塾・おけいこごとについて**

- クラブから、塾・おけいこごとに通う場合は、「通塾届」の提出が必要です。届出用紙は児童クラブにありますので、必要事項を記入し、児童クラブへ提出してください。
- 児童が塾等へ通うにあたっては、保護者の責任のもとでお願いします。
- 多くの児童がいるクラブでは、塾への送り出しの保障はできません。お子さまに、塾等の曜日、時間を教えておいてください。

（５）**その他**

- 住所・電話番号、緊急連絡先等が変更になった場合は、必ず連絡をお願いします。勤務先が変更となった場合は、新しい勤務先の「就労証明書」の提出が必要です。
- 保護者が就労不在でない場合（ご家庭にいる場合）は、利用を控えていただくよう、ご理解をお願いします。

■ 退会について

長期間利用しない場合は、「退会届出書」の提出が必要です。 退会届出書の提出がない場合は、利用がなくても保護者会費を徴収することがあります。届出用紙は児童クラブにありますので、必要事項を記入し児童クラブへ提出してください。

他の児童への加害行為が繰り返されたり、集団生活が困難な場合、退会を検討いただく場合があります。

■ 特別な支援が必要な児童について

「放課後等デイサービス」との併用もできます。新発田市内では、特別支援学級に在籍する児童などを、学校の放課後や長期休みにお預かりする福祉サービス「放課後等デイサービス」があります。「放課後等デイサービス」の詳細については、市社会福祉課障がい福祉係（☎２８－９２５１）へお問い合わせください。

児童クラブ一覧

対象の小学校	児童クラブ名	所在地・電話番号	備考
住吉小学校	住吉児童クラブ	住吉町５−４−25（住吉ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内） 電話・FAX：２４−５３９８	
	住吉第２児童クラブ	住吉町５−４−25（住吉ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ敷地内）　電話・FAX：２２−３８６０	
東豊小学校	東豊児童クラブ	東新町４−10−34（東豊小学校敷地内） 電話・FAX：２２−２３７６	
	東豊第２児童クラブ	東新町４−10−34（東豊小学校敷地） 電話・FAX：２２−５１５２	
二葉小学校	こうぬま児童クラブ	緑町２−６−36（育成ｾﾝﾀｰ敷地内） 電話：２４−５７８３	
外ヶ輪小学校	外ヶ輪児童クラブ	中央町５−８−９（外ヶ輪小学校内） 電話・FAX：２２−３３１０	
東小学校	五十公野児童クラブ (松浦地区の児童も利用できます)	五十公野 4930−１（五十公野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内）　電話・FAX：２６−８３１１	土曜日は、 **五十公野児童クラブ**で開設しています。 ※夏休みは五十公野児童クラブで開設予定です。
	松浦児童クラブ (松浦地区の児童が利用)	法正橋 676（松浦農村環境改善ｾﾝﾀｰ内） 電話・FAX：２３−０３１３	
猿橋小学校	猿橋児童クラブ	中曽根町３−８−29（猿橋小学校敷地内１階）　電話・FAX：２２−３３１４	
	猿橋第２児童クラブ	中曽根町３−８−29（猿橋小学校敷地内２階）　電話・FAX：２２−５３５３	
御免町小学校	御免町児童クラブ	大栄町４−５−６（御免町小学校敷地内） 電話・FAX：２６−０４７３	
	御免町第２児童クラブ	大栄町４−５−33（御免町小学校内） 電話・FAX：２２−３６６６	土曜日は、 **御免町第２児童クラブ**で開設しています。
	御免町第３児童クラブ （１年生のみ利用）	大栄町４−５−17（御免町幼稚園内） 電話・FAX：２２−４８１１	
佐々木小学校	佐々木児童クラブ	則清 956−１（佐々木ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内） 電話・FAX：２７−１９３９	
七葉小学校	七葉児童クラブ	黒岩 722（七葉小学校前） 電話・FAX：２９−２２４１	
紫雲寺小学校 米子小学校 藤塚小学校	紫雲寺児童クラブ	稲荷岡 2371（紫雲寺地区公民館内） 電話・FAX：４１−３１１４	
加治川小学校	加治川児童クラブ	川口 128−１（加治川中学校前） 電話・FAX：３９−６０１６	
豊浦小学校	豊浦児童クラブ	大伝 465−２（豊浦小学校内） 電話・FAX：２２−２４１１	
川東小学校	川東児童クラブ	下羽津 1938（川東小学校内） 電話・FAX：２５−３９３９	

※児童クラブ開設時間外の連絡については、留守番電話または FAX をご利用ください。
※こうぬま児童クラブは FAX 機能がありませんので、留守番電話のみの対応となります。